

淡路市自動録音機能付電話機等普及促進事業補助金交付申請書兼請求書

淡路市長 様

淡路市自動録音機能付電話機等普及促進事業補助金の交付を受けたいので、淡路市自動録音機能付電話機等普及促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

また、下記の誓約事項について誓約するとともに、当該補助金の交付が決定された場合は、その決定額を請求します。

なお、市が当該申請の審査に必要な範囲で私及び同一世帯の者に係る住民基本台帳について、閲覧することに同意します。

記

1 記入事項（以下の項目を全て記入してください。）

(1) 申請者

住所	〒 -		
(ふりがな)		電話	() -
氏名		番号	購入した補助対象機器につながる番号を記入 (/ 確認済み)

(2) 対象となる65歳以上の方

(ふりがな)		生年月日	年 月 日
氏名			

(3) 購入補助対象機器

購入年月日	年 月 日	補助対象機器 の 種 類	自動録音機能付電話機 外付け機器 いずれかの に✓を記入
製品名		メーカー名	
購入金額	円	・ 補助対象機器の購入費のみ（設置費等は対象外） ・ 消費税及び地方消費税の額を含んだ額	
補助金の額	円	「自動録音機能付電話機」の場合は上限10,000円 「外付け機器」の場合は上限5,000円 購入金額が上限額を下回る場合は購入金額を 記入（100円未満は切捨て）	

(4) 振込先口座

金融機関名		銀行・信用金庫・ 信用組合・農協		支店・本店・ 支所・出張所
預金種目	普通 当座 いずれかの に✓を記入	口座番号		
(フリガナ)				
口座名義人				

口座名義人が申請者と異なる場合は、淡路市自動録音機能付電話機等普及促進事業補助金の受領を口座名義人に委任します。

補助金の受領を口座名義人に委任する場合は に✓を記入してください。

2 関係書類(この申請書と一緒に提出が必要なもの)

- (1) 対象となる65歳以上の者の住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証明書等(免許証、個人番号カード、健康保険の資格確認書等)の写し
- (2) 申請者が65歳以上の者と同一世帯の場合は、申請者の住所及び氏名が確認できる身分証明書等(免許証、個人番号カード、健康保険の資格確認書等)の写し
- (3) 補助対象機器を購入したことを証する領収書等(宛名は必ず申請者本人であること。)
- (4) 購入した補助対象機器の品名、型番、機能等主な仕様等が分かるカタログ等の写し(カタログ内の購入した補助対象機器に 印を入れてください。)
- (5) 振込先口座番号及び口座名義人が確認できる通帳等の写し
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 誓約事項(補助金申請に当たり必ず守っていただくこと。)

- (1) 購入した補助対象機器は、購入後6年間は淡路市の承認なしに譲渡、交換、売払、貸付け、担保に供しません(補助金を返還していただく場合があります。)
- (2) 暴力団員等(淡路市暴力団排除条例(平成25年淡路市条例第9号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。)ではありません。

記入例

淡路市自動録音機能付電話機等普及促進事業補助金交付申請書兼請求書

淡路市長 様

淡路市自動録音機能付電話機等普及促進事業補助金の交付を受けたいので、淡路市自動録音機能付電話機等普及促進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

また、下記の誓約事項について誓約するとともに、当該補助金の交付が決定された場合は、その決定額を請求します。

なお、市が当該申請の審査に必要な範囲で私及び同一世帯の者に係る住民基本台帳について、閲覧することに同意します。

記

1 記入事項（以下の項目を全て記入してください。）

(1) 申請者

住所	〒〇〇〇 - 〇〇〇〇 淡路市〇〇〇 〇〇〇番地		
(ふりがな)	あわじ 〇〇	電話	(〇〇〇〇) 〇〇 - 〇〇〇〇
氏名	淡路 〇〇	番号	購入した補助対象機器につながる番号を記入

(2) 対象となる65歳以上の方

世帯の中のお一人で結構です

(ふりがな)	あわじ 〇〇	生年月日	昭和〇〇年 〇月 〇日
氏名	淡路 〇〇		

領収書と同じ日付です / 確認済み)

(3) 購入補助対象機器

購入年月日	令和6年〇月〇日	補助対象機器の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 自動録音機能付電話機 外付け機器 いずれかの に✓を記入
製品名	〇〇-〇〇〇〇	メーカー名	〇〇〇〇
購入金額	13,200円	・補助対象機器の購入費のみ（設置費等は対象外） ・消費税及び地方消費税の額を含んだ額	
補助金の額	10,000円	「自動録音機能付電話機」の場合は上限10,000円 「外付け機器」の場合は上限5,000円 購入金額が上限額を下回る場合は購入金額を記入（100円未満は切捨て）	

